

議案第49号

調布市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年8月12日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、法人市民税の税率を改めるとともに所要の改正及び規定の整備を行うため、提案するものであります。

調布市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(調布市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 調布市税賦課徴収条例(昭和30年調布市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第46条の4に規定する場所」を「恒久的施設(法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。)」に改め、同条第3項中「令」を「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)」に改める。

第34条の4中「100分の14.7」を「100分の12.1」に改める。

第34条の5の2第1項中「14.7分の2.4」を「12.1分の2.4」に改める。

第46条第2項中「主たる」を「本店若しくは主たる」に改め、「法の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、同条第5項中「第74条第1項」を「第74条第1項又は第144条の6第1項」に、「第145条」を「第144条の8」に、「本項」を「この項」に改める。

第48条第1項中「第74条第1項」を「第74条第1項又は第144条の6第1項」に、「1月」を「2月」に改める。

第53条各号列記以外の部分及び第54条中「第10号の7」を「第10号の9」に改める。

第78条第1号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「1,600

円」を「2, 400円」に改め、同号エ中「三輪」を「3輪」に、
「2, 500円」を「3, 700円」に改め、同条第2号アを次のように改める。

ア 軽自動車

2輪のもの（側車付のものを含む。）	年額3, 600円
3輪のもの	年額3, 900円
4輪以上のもの	
乗用のもの	
営業用	年額6, 900円
自家用	年額1万800円
貨物用のもの	
営業用	年額3, 800円
自家用	年額5, 000円

第78条第2号イ中「1, 600円」を「2, 400円」に、
「4, 700円」を「5, 900円」に改め、同条第3号中「4, 000円」を「6, 000円」に改める。

附則第4条の2中「の規定によりみなして」を「及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして」に、「公益法人等（同条第6項から第10項まで」を「公益法人等（同条第6項から第11項まで」に、「租税特別措置法第40条第6項から第10項まで」を「同法第40条第6項から第11項まで」に改める。

附則第6条を次のように改める。

第6条 削除

附則第6条の2及び第6条の3を削る。

附則第8条第1項中「平成27年度」を「平成30年度」に改める。

附則第16条を次のように改める。

（軽自動車税の税率の特例）

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による

車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第78条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第78条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	1万800円	1万2,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第17条の2第1項各号列記以外の部分及び第2項中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

附則第19条第1項中「第33条及び」を「第33条第1項及び第2項並びに」に改める。

附則第19条の2第2項中「租税特別措置法」を「第37条の10第1項」に、「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」を「第37条の11第1項」に改める。

附則第19条の3第2項中「同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等」を「株式等」に、「それぞれ」を「、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取扱した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取扱したもの」とそれぞれに改める。

附則第22条から第23条までを削り、附則第24条を附則第22条とし、附則第25条を附則第23条とする。

(調布市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 調布市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成25年調布市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中調布市税賦課徴収条例附則第6条及び第6条の2の改正規定を削り、同条例附則第20条の5を削る改正規定の次に次のように加える。

附則第21条の2各号列記以外の部分中「附則第41条第9項各号」を「附則第41条第8項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第

4 1 条第 9 項」を「附則第 4 1 条第 8 項」に改める。

附則第 1 条を次のように改める。

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 2 6 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中調布市税賦課徴収条例附則第 7 条の 3 の 2 及び第 2 3 条の改正規定並びに附則第 3 条第 3 項の規定 平成 2 7 年 1 月 1 日
- (2) 第 1 条中調布市税賦課徴収条例第 3 3 条の改正規定並びに同条例附則第 1 9 条の改正規定（「第 2 3 条第 1 項第 1 6 号」を「第 2 3 条第 1 項第 1 7 号」に改める部分に限る。）、同条例附則第 2 0 条の 4 の改正規定（「係る」を「係る利子所得の金額又は」に改める部分に限る。）及び同条例附則第 2 1 条の 2 の改正規定並びに附則第 3 条第 4 項の規定 平成 2 8 年 1 月 1 日
- (3) 第 1 条中調布市税賦課徴収条例第 4 5 条の 2 及び第 4 5 条の 5 の改正規定並びに附則第 3 条第 5 項の規定 平成 2 8 年 1 0 月 1 日
- (4) 第 1 条中調布市税賦課徴収条例附則第 7 条の 4 の改正規定（「又は附則第 2 0 条の 2 第 1 項」を「，附則第 1 9 条の 2 第 1 項又は附則第 2 0 条第 1 項」に改める部分に限る。）、同条例附則第 1 6 条の 3 の改正規定，同条例附則第 1 9 条の改正規定（「第 2 3 条第 1 項第 1 6 号」を「第 2 3 条第 1 項第 1 7 号」に改める部分を除く。）、同条例附則第 1 9 条の 2 の改正規定，同条例附則第 1 9 条の 3 から第 2 0 条までを削る改正規定，同条例附則第 2 0 条の 2 の改正規定，同条を同条例附則第 2 0 条とする改正規定，同条例附則第 2 0 条の 3 を削る改正規定，同条例附則第 2 0 条の 4 の改正規定（「係る」を「係る利子所得の金額又は」に改める部分を除く。）、同条を同条例附則第 2 0 条の 2 とする改正規定，同条例附則第 2 0 条の 5 を削る改正規定並びに第 2 条の規定並びに附則第 3 条第 6 項の規定 平成 2 9 年 1 月 1 日
附則第 3 条第 5 項中「第 6 条，第 6 条の 2，」を削り，同項を同条第 6 項とし，同条第 4 項中「地方税法」を「地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）」に改め，同項を同条第 5 項とし，同条第 3 項の次に次の 1 項

を加える。

- 4 平成28年1月1日前に発行された所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の12第7項に規定する割引債（同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。）について支払を受けべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中調布市税賦課徴収条例第34条の4及び第34条の5の2の改正規定並びに次条第6項の規定 平成26年10月1日
- (2) 第1条中調布市税賦課徴収条例附則第4条の2及び第19条の3の改正規定、同条例附則第22条から第23条までを削る改正規定並びに同条例附則第24条を同条例附則第22条とし、同条例附則第25条を同条例附則第23条とする改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 平成27年1月1日
- (3) 第1条中調布市税賦課徴収条例第78条の改正規定並びに附則第3条及び第5条（第1条の規定による改正後の調布市税賦課徴収条例（以下「改正後の条例」という。）附則第16条に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日
- (4) 第1条中調布市税賦課徴収条例第23条及び第46条の改正規定並びに同条例第48条の改正規定（「第74条第1項」を「第74条第1項又は第144条の6第1項」に改める部分に限る。）並びに同条例附則第16条の改正規定並びに次条第5項並びに附則第4条及び第5条（改正後の条例附則第16条に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日

(5) 第1条中調布市税賦課徴収条例附則第19条及び第19条の2の改正規定並びに次条第3項及び第4項の規定 平成29年1月1日

(6) 第1条中調布市税賦課徴収条例第53条及び第54条の改正規定 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日
（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の条例附則第4条の2の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 改正後の条例附則第19条の3第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

3 改正後の条例附則第19条第1項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 改正後の条例附則第19条の2第2項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

5 次項に定めるものを除き、改正後の条例の規定中法人の市民税に関する部分は、前条第4号に規定する日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

6 改正後の条例第34条の4及び第34条の5の2第1項の規定は、前条第1号に規定する日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 改正後の条例第78条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第4条 改正後の条例附則第16条の規定は、平成28年度以後の年度分の

軽自動車税について適用する。

2 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る改正後の条例附則第16条の規定の適用については，同条中「受けた月」とあるのは，「受けた月の属する年の12月」とする。

第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る改正後の条例第78条及び改正後の条例附則第16条の規定の適用については，次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

改正後の条例第78条第2号ア	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	1万800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
改正後の条例附則第16条の表以外の部分	第78条	調布市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成26年調布市条例第号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第5条の規定により読み替えて適用される第78条
改正後の条例附則第16条の表第78条第2号アの項	第78条第2号ア	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第78条第2号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	1万800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円